

世界遺産暫定一覧表記載の意味と今後の課題 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録をめざして

細田 亜津子

(長崎国際大学 人間社会学部 国際観光学科)

要旨

2007年長崎県が提出した「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、国内の世界文化遺産暫定リスト候補になり、第31回世界遺産委員会において暫定リストとして承認された。最近の世界遺産リスト登録は、1972年当時、および日本が世界遺産条約を締結した1992年より登録基準、一国の申請数、保護・保存管理策など厳しくなっている。

長崎の教会群を世界遺産にするという活動は、長崎県が始めたわけではなく、2000年前後の市民の活動が出発になっている。本学の学科共同研究はこの市民活動とリンクし、大学としての地域貢献を果たすことを目的とした。上五島、下五島の教会調査は、長崎県が国に提出した資産と合致する結果をだしている。

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が世界文化遺産に登録された場合、長崎県に及ぼす経済的効果、人的交流でのプラス面は計り知れない。しかし、世界遺産条約は、保護に関する条約であり、活用が主な目的ではない。したがって、保護を第一に考え、活用していく方法を考えることが求められる。世界文化遺産リストに登録された場合は、遺産を将来にわたって保護していくことが長崎県民の義務となる。また、世界文化遺産登録は、長崎の歴史、文化、遺産を世界の人びとが理解するために役立つ。

キーワード

長崎の教会群とキリスト教関連遺産、暫定リスト候補、世界遺産条約

はじめに

本論は、長崎県が提出した「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が国内の世界遺産暫定一覧表記載追加候補になり、2007年世界遺産委員会において暫定リストに登録されたことをふまえ、これまでの推移、その意味を知ることが一つの目的である。また、その上で、これまでの課題を明確にし、今後の世界文化遺産リスト登録を目指すための要因を考えることを目的としている。

また、本論は、本学人間社会学部国際観光学科の共同研究として、平成13年から平成16年度「長崎におけるキリシタン教会群の今日的意味の研究と政策提言」、平成17年度「長崎キリシタ

ン教会群に係わる広域的教会群の歴史的基礎研究」成果の一部である。本学科共同研究は、本学開設時前後から、長崎県内で注目されはじめた、長崎の教会群を世界遺産にする活動の動向と関係がある。また、共同研究は、この「世界遺産化待望論」に対して、大学の教員としての学問的貢献と地域貢献をふまえて取り組み始めたものであった。

平成12年「長崎の教会建築群と自然環境を研究する会」の発足にあわせ準備会議が長崎市で行われた。この準備会議において、文化遺産である教会建築群と自然の景観を複合して世界遺産としてユネスコに登録することを研究することが確認された。この準備段階から論者は参加

した。

一方、長崎の教会群を世界遺産にという方向は、2000年建築修復学会の五島シンポジウムが契機となりその後の教会群を世界遺産にする活動に大きな励みとなったという前提があった。

研究会では、当初から、次のようなさまざまな事柄が論議されていた。

- ・教会建築を国レベルの文化財としてどう保全していくか。
- ・教会建築と周囲の民家、西海国立公園との一体化した活用ができるかどうか。
- ・教会の建物だけではなく雄大な自然景観を保全する方法。
- ・教会建築と歴史的景観を一体化する方法。
- ・教会は信徒にとって大切であるが、社会や世界にとっても大切である。これをどう周知保全していくのか。
- ・殉教の歴史研究をとおして西洋文化と日本文化の融合として教会建築を研究する。

このようなことが準備会議で話し合われ、合意された。これらをコンセプトとして長崎の教会群を世界遺産リストに登録していくための研究会を定期的に行っていくことになった。その上で、最終的には行政を巻き込み世界遺産登録を目指すことを初期の目的とした。

一方、アルカス SASEBO 開館記念事業の一つとして、「大いなる遺産 長崎の教会」写真展が平成13年4月27日から5月7日まで開催された。この期間中の5月7日には、教会建築フォーラムが行われた。アルカス SASEBO 一階の交流スクエアにおいて、写真家三沢博昭の長崎の教会の写真48パネルが展示された。佐世保市民など、写真展のみを見に来る人も多く、長崎の教会の素朴な建築の美しさを興味深く鑑賞していた。建築フォーラムでは、長岡造形大学・宮澤智士教授「長崎の教会を世界遺産に」、鹿児島大学・土田允義教授「長崎の教会建築について」、大和智・文化庁調査官「文化財保存と教会建築について」の講演があり、いずれの講演も長崎の教会群の文化財としての魅力と歴

史的意義、建築的価値などにふれ、世界遺産化への明確な方向性が示されたのであった。論者は、写真展とファラムの実行委員会委員として教会・教会建築と世界遺産に係わるようになった。

さて、長崎の教会が立地する五島列島では、過疎化が進み、取り壊されていた教会、老朽化した教会があることも現実であった。このような老朽化した教会を保存し、訪問者を増やすための巡礼・教会ルートづくりが同時に必要であった。「長崎の教会建築群と自然環境を研究する会」は「長崎の教会群を世界遺産にする会」に改められ、長崎県人ばかりではなく県外のさまざまな人々がこの活動に加わるようになった。

こうして平成12年前後から長崎の教会群を世界遺産にするために活動がはじまり、またこれらが契機となり、長崎県内での研究会を継続することになった。この研究会に、本学の片岡教授は観光の視点からこの会に参加し、木村教授は宗教・殉教の歴史の視点から、細田は世界遺産への可能性の研究からこの会に参加した。

本共同研究は、このような諸活動、県内の情勢の動きの中で、大学人として学問的に貢献すべき役割を認識し、大学の地域参加の役割をになうものとして本研究を位置づけた¹⁾。

調査地と調査結果

調査は、上五島・下五島の教会群を中心に行うことにした。調査はまず教会を一つでも沢山見ることが最初の目的とした。教会を見る場合は、教会の外部、外形などをまず見ることから始めた。

教会の外部は主に次のような点に留意して調査した。

1. 教会建築の構造や建築部材の特徴
2. 教会の立地場所、条件
3. 教会をとりまく景観の評価
4. 建物の破損、倒壊などを含む状態
5. 教会建築の周りの建物、司祭館、信徒館、

立て札、庭園、記念碑、墓地等との調和

6. その他、特にその教会の特徴となっているもの

教会の内部については次の点に留意して調査した。

1. ステンドグラスのデザインと色彩
2. 教会建物内部の構造と装飾
3. 内装
4. 床の構造
5. ミサのための椅子の設置状況
6. 採光の方法
7. その他、特にその教会の特徴となっているもの

このように外部と内部を分けて教会を一つ一つ調査することからはじめた。調査は、昭和51年長崎県教育委員会発行の「長崎県文化財調査報告第29集『長崎県カトリック教会』」を参考にして、この段階で報告書ですでにランク外となっている教会ははずして行うことにした。調

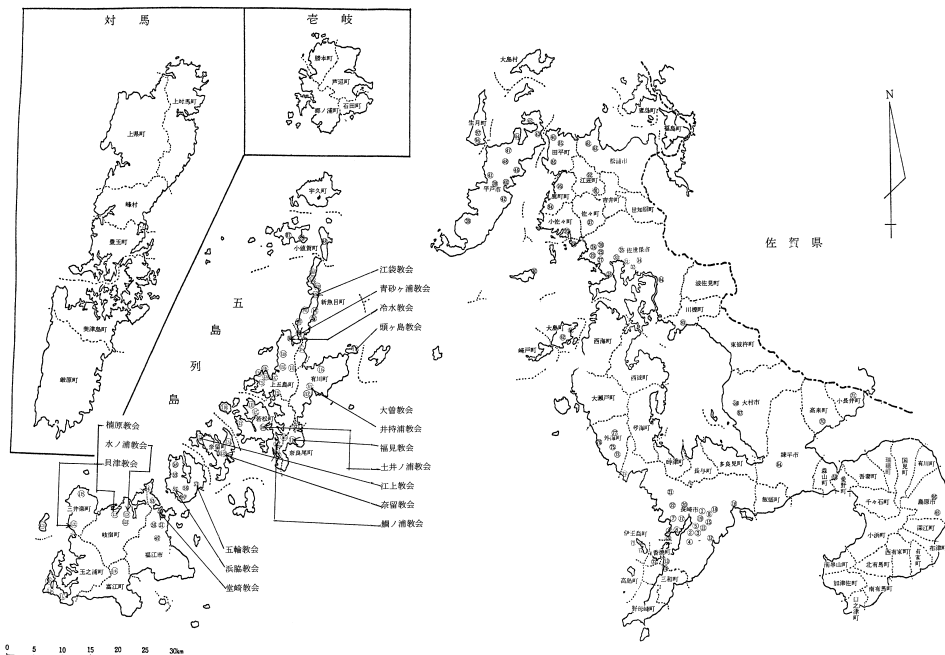
査は、教会を訪ね、外観、内部状況、教会とその周辺の景観・周辺環境を点検した上でA、B、Cというランクを付けてみることにした。A、B、Cとランク付けする際は、総合的な「印象」というようなことも重視して考えてみた。なぜなら、今後、世界遺産に登録された場合、観光の視点から教会を巡るルートなどの開発も考えられる。したがって、教会建築やキリシタン関係の専門家以外の「印象」も大事だと考えたからである。

この場合Aは、外部も内部も素晴らしく、五島列島を訪れる人びとに見て欲しい教会である。また、文化財としての価値、景観、意匠とデザインからも申し分ない物件である。

Bは、Aとつけた教会と比較すると多少、外部、景観、デザインなどでAには及ばないが、将来的には文化財の価値が十分に上がると思われる物件である。

Cは、建物の改変、内部の改造、景観、印象

長崎県カトリック教会分布図



出典：昭和51年長崎県文化財調査報告書第29集『長崎県のカトリック教会』長崎県教育委員会
これを基に細田が調査地を記入作成した。

からみてもA、Bよりは劣ると思える物件である。

こうして調査時には、A、B、Cとわかりやすい方法で表をつくり次々と調査を実施したのであった。

調査した教会は、上五島地区では青砂ヶ浦教会、冷水教会、江袋教会、土井ノ浦教会、福見教会、中ノ浦教会、大曾教会、中野鯛ノ浦教会、頭ヶ島教会、青方教会であった。また、下五島地区は、堂崎教会、浜脇教会、旧五輪教会、井持浦教会、貝津教会、水ノ浦教会、楠原教会、奈留教会、江上教会であった。

上五島教会調査および下五島教会調査はその結果である。(上五島資料1、下五島資料2)これは調査した者が、個別自由にランクをつけた。その後、一つ一つの教会について調査表をもとに話し合い、その上で総合評価をだしたものである²⁾。

この調査結果では次の2点で大きな特徴が得られた。

1. 昭和51年度長崎県教育委員会が発表したAランクの教会は、本学科共同研究の結果とほぼ一致するものであった。例えば、堂崎教会、青砂ヶ浦教会、頭ヶ島教会は、これに該当する。
2. 昭和51年度のランクBの教会は、本学科共同研究調査の結果A評価となった。これは、当時に比べ教会の老朽化が進み、取り壊しの教会があるなかで、これらの教会は当時のまま保存されていた。したがって、教会建築とこれをとりまく景観は、年月を経て文化財の価値が高くなったと考えている。旧五輪教会、江上教会がこれに該当する。

2007年度文化庁が募集し、地方公共団体から提案された世界文化遺産暫定一覧表追加物件24件の中で、長崎県が提出した「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は審査の結果、一覧表への記載可能物件と決まった。24件のうち可能物件は、富岡製糸場と絹産業遺産群、富士山、飛

鳥・藤原の宮都とその関連資産群そして長崎の物件4件のみであった。

この長崎県が国に提出した物件リストの中に、本学科共同研究で調査した五島調査でAランクをつけた五島の教会物件が3件含まれた。したがって、この調査は、これら国の評価とも一致する結果を提出したことになる。

長崎県の暫定一覧表への提案と文化庁の評価

わが国は、1992年に世界遺産条約を批准した。その後、世界遺産リストに登録された文化遺産は10件、自然遺産3件である。この世界遺産リストに登録されるためには暫定リストに国内で登録されなければならない。しかし、これまで、世界文化遺産を決定する文化庁、自然遺産を決定する環境省ともに透明性が確保されていたわけではなかった。また、審査の基準はどのようなものであるのかについて体系的で透明性があるものではなかった。

これらの点、特に透明性については各地方公共団体を中心に批判もあり、基準と透明性の明確さが近年、特に要求されていたものであった。

この点について、政府は世界遺産特別委員会を設け、審議をかさね、審査の手続きと審査基準の明確化を決定した。こうして地方公共団体が作成した暫定リストへの提案書を調査・審議することになった。

これまで世界文化遺産登録候補は、文化庁が決定し発表していた。この最終決定をさまざまな専門家、関係者により構成される委員会が決定することとなった。暫定リストから世界遺産リストに登録されるにはユネスコの世界遺産委員会の決定による。世界遺産リストに登録されて以後の、遺産の保護保存と活用については、世界遺産を所有する地方公共団体が責任をもって未来永劫行わなければならないのである。これまで文化庁の決定のもと、地方公共団体が保護保存の担い手としてその義務を負い実施して

参考資料1 上五島カトリック教会調査

| 教会名 | 51年評価 | 外観状況 | 内部状況 | 周辺状況 | 総合評価 | 備考 |
|----------------|-------|------|------|------|------|----------------|
| 青砂ヶ浦教会 | A | A | A | B | A | レンガ造り壮観 |
| 冷水教会 | B | B | B | B | B | 新建材、窓はアルミサッシ |
| 江袋教会 | A | B | A | A | A | ステンドグラス変化 |
| 土井ノ浦教会 | B | C | A | C | C | 内部柱材、ステンドグラス美的 |
| 福見教会 | B | B | B | B | B下 | 檜のステンドグラス美 |
| 中ノ浦教会 | B | A | A | B | B上 | 畳あり |
| 大曾教会 | A | A | A | C | B上 | 柱材、ステンドグラス原型残す |
| 中野鯛ノ浦教会 | A | A | A | B | A | 畳あり |
| 頭ヶ島教会 | A | A | A | B | A | 砂岩造り美 |
| 丸尾教会 | D | | | | | ランク外 |
| 仲地教会 | B | | | | | ランク外 |
| 米山教会 | B | | | | | ランク外 |
| 浜串教会 | D | | | | | ランク外 |
| 高井旅教会 | D | | | | | ランク外 |
| 真手ノ浦教会 | C | | | | | ランク外 |
| 若松大浦教会 | E | | | | | ランク外 |
| 青方教会：カトリックセンター | D | | | | | ランク外 |
| 船隠教会 | D | | | | | ランク外 |

参考資料2 下五島地区カトリック教会調査

| 教会名 | 51評価 | 評価 | 意見その他 |
|------------|------|----|--------------------------------------|
| 福江教会 | D | | 未調査・ランク外 |
| 浦頭教会 | D | | 未調査・ランク外 |
| 旧浦頭教会 | C | | 未調査 |
| 堂崎教会 | A | A | 板戸式・ステンドグラス美、内部は資料館になり評価難しい。 |
| 宮原教会 | E | | 未調査・ランク外 |
| 半泊教会 | B | | 未調査 |
| 浜脇教会 | B | B | 柱材は良質 |
| 細石流教会 | B | | 未調査 |
| 五輪教会 | B | A | 湾内に建つ木造民家造り教会。教会まで徒歩の景観良し。漁師兄弟が教会管理。 |
| 牢屋ノ宍殉教記念聖堂 | E | | ランク外・宍を記念物として保存する必要あり。面積などの指示も必要 |
| 永里教会 | E | | 未調査・ランク外 |
| 赤仁田教会 | F | | 未調査・ランク外 |
| 井持浦教会 | B | C | 窓枠、ドアはアルミサッシを使用 |
| 立谷教会 | B | | 未調査 |
| 玉ノ浦教会 | E | | 未調査・ランク外 |
| 三井楽岳教会 | D | | 未調査・ランク外 |
| 貝津教会 | B | C | 教会堂と会館を繋げる改築 |
| 嵯峨島教会 | B | | 未調査 |
| 水ノ浦教会 | B | B | 港近く場所は良好。ペンキ塗り。 |
| 楠原教会 | B | C | 入り口はアルミサッシ、祭壇改造 |
| 山ノ田教会 | E | | 未調査・ランク外 |
| 打折教会 | E | | 未調査・ランク外 |
| 奈留教会 | C | D | 近代的建物に改築 |
| 江上教会 | B | A | 檜のステンドグラスが美。柱彫刻も美。 |

注1．表中51評価とは、昭和51年長崎県教育委員会発行の長崎県文化財調査報告書第29集『長崎県のカトリック教会』を基準にしたものである。

注2．未調査・ランク外は上記基準に従って、調査よりははずした物件である。

いた。これが、世界遺産リストに登録するかどうかというもっとも基本的な意見を地方公共団体、またこれに関係する人々が関わり、これらの人びとと関係機関の総意で立ち上げるようになったのである。この点は世界遺産の保護保存・活用を考える場合、画期的な方向性ができたことになったと考える。

つまり、地方公共団体が主となり、そこに住む地域の人と協力して地域の歴史と文化の総体である遺産を自主的に保護管理する方法が示されたのであった。

この点については、単に日本の文化庁がその方針を変えたということではなく、次のような2点の要因が大きい。

1. 世界遺産委員会は、さまざまな議論をまとめ、作業指針を示した。世界遺産委員会へ世界遺産登録リストに推薦する場合は、国内の暫定リストに記した上で世界遺産委員会にそのリストを明示することであった。

また、国内の暫定リストに登録されている遺産は、10年ごとに再審査し再提出をすることが必要になった。

暫定リストから世界文化遺産への登録をするためには、推薦しようとする遺産の管理担当者、地方公共団体（ここでは長崎県）遺産が存在する地域公共団体、市町村（ここでは長崎市、佐世保市、平戸市、五島市、南島原市、小値賀町、新上五島町）など広い範囲の参加を促し、これらの関係団体、関係者との合意形成をふまえていることという指針がしめされた。

2. 文化庁を中心とした、文化財行政は、地域において世界遺産登録を地方公共団体が主軸になりその総意ですすめることにより、地域における文化財保護の意識が高まり、文化財行政に対する理解と文化財をおした地域の再活性化がはかられる可能性が生まれることになった³⁾。

このように世界遺産委員会の要求に答え、地

域の総意と自主性、保護管理の地域の役割と認識を喚起することで、地方公共団体よりの推薦物件を提出してもらうという新しい方法論が2006年度より確立したのだった。

一方、文化庁に設けられた文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会は、世界遺産暫定一覧表に追加をするための審査基準を公的に明文化した。暫定一覧表に追加を希望する当該地方公共団体は、この審査基準のすべての項目の要件を満たさなければならなかった。

1. 提案に係わる文化資産は、原則として複数の資産で構成され、共通する独特の歴史的・文化的・自然的主題を背景として相互に緊密な関連性を持ち、一定の場・空間に所在する一群の文化財であって、総体として世界遺産条約第一条に記す記念工作物、建造物群、遺跡のいずれかに該当するものであること。

2. 「顕著な普遍的価値 Outstanding Universal Value」を持つ可能性が高い文化資産であること。

3. 「作業指針」が示す「顕著な普遍的価値 Outstanding Universal Value」の評価基準（i～vi、世界遺産委員会の示す登録基準はi～xで示されており、文化遺産の場合はi～vi、vii～xは自然遺産の登録基準である）の一つ以上に該当する可能性が高いと判断される文化資産であること。

4. 提案に係わる文化資産が（個々の構成資産のみならず、総体として）日本のみならず周辺地域の歴史・文化を代表し、独特の形態・性質を示す文化資産であると認められる可能性が高いこと。

5. 真実性と完全性の保持に関する証明の可能性が高いこと。

6. 構成資産の候補となる文化財の大半が、国により指定された文化財（国宝もしくは重要文化財または特別史跡名勝天然記念物もしくは史跡名勝天然記念物に指定され、または重要文化的景観もしくは重要伝統的

建造物群保存地区に選定されているもの)
またはその候補としての評価が可能な文化財であること。(原則として複数の国指定文化財がふくまれていることが必要)

7. 提案に係わる文化資産の全体について、保存管理・整備活用に関する考え方(基本的な理念、基本方針など)が示されていること。さらに、包括的な保存管理計画および個々の構成資産についての保存管理計画の策定を行う旨、明言されていること。
8. 上記7の保存管理・整備活用に関する考え方の中に、周辺環境とも一体的な保全の方向性がしめされていること。さらに、関係地方公共団体が、構成資産と一体をなす周辺環境に係わる保全措置の方法を積極的に検討していく旨、明言していること。

(文化審議会世界文化遺産特別委員会「世界文化遺産特別委員会における調査・審議の結果について」=以下世界文化遺産特別委員会調査・審議結果、別紙審査基準1~2頁)

文化庁の世界文化遺産特別委員会が要求している上記の審査基準は、世界遺産委員会の近年の世界遺産登録についての方針が変ってきたことも影響している。第30回世界遺産委員会では、大きな適用方針が決定した。

- ・世界遺産条約締約国の世界遺産リストへの登録は、一年に文化遺産は1件とした。自然遺産を同年に登録するための書類を提出する場合は、2件とすることができる。
- ・これまで世界遺産に登録された資産をもたない締約国から推薦された資産を優先すること。
- ・これまで世界遺産として登録されていない分野の資産を優先させること。
- ・すでに登録されている世界遺産と同じ形態、同質の資産を登録することができない。これは、すでに登録されている資産と同じ資産を単体として登録することよりも、群としてその資産が相互に関連している連続した総体として文化を形成している

ものを登録することができる⁴⁾。

このように、世界遺産登録は以前よりより厳しくなっているのである。世界遺産委員会の指針と各国の世界遺産登録への希望が増えている傾向の時代に日本の世界遺産登録も、以前より暫定リストに掲載する段階から厳しくなったのである。

このような背景から各地方公共団体は、世界文化遺産暫定一覧表に記載する候補物件を文化庁に提出した。地方公共団体は、提出する段階で、資産の所在する市、町、村との世界遺産登録にむけての指針についての合意形成を行っていないなければならない。長崎県のみならず今回、各地方公共団体が提出するまでの期間は十分にあったわけではない。短期間で、地方公共団体は資産の存在する地方の合意形成をとることが難しかった。しかし、短期間で文化庁に提出できたのは、どの地方公共団体も市や町の協力が大きかったと考えている。長崎県の場合は、五島列島、平戸、黒島など島々もふくめ一致協力の賜物である。長崎県の資産は、群としての教会が含まれ、点在する資産の総意は短期間では困難であっただろうが、この点でも各地域の協力が得られたことが大きい。一方、長崎県が提出した「教会群とキリスト教関連遺産」は、前述した「長崎の教会群を世界遺産にする会」などの市民活動が地盤にあったことが、短期間で提出できた理由の一つであると考えている。この活動には長崎司教区、神父、教会関係者、信徒、行政職員も含まれていたため協力体制の基盤が作られていたからである。

こうして提出された暫定一覧表への追加物件は慎重に審査された。2007年初年度は24の物件が提出された。審査の結果、20物件を継続審議とし、4つの物件が暫定一覧表への追加物件として選ばれた⁵⁾。

群馬県の提出した富岡製糸場と絹産業遺産群

静岡県と山梨県の提出した富士山

奈良県の提出した飛鳥・藤原の宮都と関

連遺産群

長崎県の提出した長崎の教会群とキリスト教関連遺産

長崎県資産の内容

長崎県は、長崎市、佐世保市、平戸市、五島市、南島原市、小値賀町、新上五島町の5市2町と共同提案として「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」20物件を提案資産として文化庁に提出した。

世界遺産の価値として長崎県が提出したコンセプトは次の3点であった。

1. 教会群などは、世界史に類をみない250年に及ぶ長期の潜伏から劇的な復活を証明している。
2. 教会と集落が一体となった景観は、世界的にも優れた文化的景観を形成している。
3. 教会群は、西洋の技法と在来の技術が融合した、世界的にも例がない地域性の高い独特の建造物群となっている。

20資産は以下のとおりである。

1. 教会群

大浦天主堂（国宝） 黒島天主堂（国重要文化財） 田平天主堂（国重要文化財） 旧五輪教会堂（国重要文化財） 青砂ヶ浦天主堂（国重要文化財） 頭ヶ島天主堂（国重要文化財）

2. 関連遺産

原城跡（国史跡） 日野江城跡（国史跡） 吉利支丹墓碑（国史跡） 旧羅典神学校（国重要文化財） 旧出津救助院（国重要文化財）

3. 県指定文化財

出津教会、大野教会、堂崎教会、旧野首教会、江上教会、宝亀教会、日本二十六聖人殉教地、ド・ロ神父遺跡、サント・ドミンゴ教会跡（未指定）

文化資産の概要

長崎県が提出した「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、1549年のザビエルの布教に始まり、豊臣秀吉の「伴天連追放令」による処刑、後の徳川幕府による禁教令による教会群の破壊、厳しい信者の迫害の歴史史跡から文化資産の歴史的証明をはじめている。

この歴史的証明は、当時の豊臣、徳川の発した追放令、禁教令で明らかであり、現在の日本人の知識としてもっているものである。しかし、これが長崎に史跡として現存していることは世界文化遺産としての証明となる。

また、天正遣欧少年使節がローマ教皇に謁見したことは、ローマ教皇側からの歴史の証明として世界遺産の資産の真実性の証明の一つとなる。

1864年のプチジャン神父に信仰を告白した信徒発見は、250年の潜伏を経てからのことであった。長崎の禁教がとかれ信仰の自由が認められたのは1873年高札撤廃後のことであった。こうして再建された教会は現在長崎県には約130棟ある。250年の潜伏から復活、その後の長崎の教会群の資産としての価値の証明、250年の歴史の空白をどう証明できるかが、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産としての役割でもある。250年の歴史、禁教下の空白を埋めるのがこの世界遺産を後世に残す役割でもあると考えている。

長崎県は、顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value = 世界遺産委員会では通称OUVとして議論される。以下OUVとする。）として次の3点を提出している。

1. 長崎の教会群とその関連遺産は、世界史に類を見ない長期の潜伏からの劇的な復活という歴史性を背景にして、抑圧からの解放と教会への復帰の喜びという崇高な精神性を象徴している。辺鄙で狭隘な場所に点在する概して小規模な教会は、信徒たちが弾圧をさけて潜伏し、連綿として信仰を継承してきたその地区に建ち、かつ彼らが貧

しい暮らしにも関わらず自らの財産と労力を捧げ、信仰の証として造りあげたことを如実に示している。

2. 教会群と関連遺産は、一部国立公園などに指定された地域の、特色ある自然地形との緊密な関係のもと、島々の入江地に海に面した高台斜面などに農漁業を生業として造り上げた集落景観と一体となり、長期の潜伏からの復活という高い精神性を背景とした地域住民の生活と精神のよりどころとして、優れた文化的景観を形成している。

3. 長崎の教会群は、広義には当時世界的な潮流であったゴシック・リバイバル期に属すが、西洋の様式技法をもたらした外国人神父の指導と鉄川与助など日本人大工棟梁の伝統的技術に基づく創意工夫によって建設されたため、そこには西洋と東洋の建築文化が見事に融合した実に多様な展開と高い造形意匠の達成を見ることができる。また内部装飾に樅の模様を取り入れるなど地方的特色もあり、この意味では世界的に珍しい独特な構造物群遺産となっている。

(長崎県提案書1頁)

長崎県が提出した OUV は、暫定リストとして世界遺産委員会で承認された後、文化遺産としてリストに登録されるためには、世界遺産条約第8条で決められている世界遺産委員会の定めている登録基準を満たさなければならない。また、登録基準で提出する資産の真实性 (Authenticity) および完全性 (Integrity) を証明しなければならない。これには、世界遺産条約第14条に記載されている国際センター、記念物および遺跡に関する国際会議 (ICOMOS) および自然および天然資源の保全に関する国際同盟 (IUCN) が世界遺産委員会の委託を受け、上記登録基準、真实性、完全性など非常に膨大な調査をすることになる。

長崎県が文化庁に提出した登録基準に該当する基準番号と内容は以下である。

(登録基準番号)

) 長崎の教会群とキリスト教関連遺産は、大航海時代におけるキリスト教と西洋文化のわが国への伝来と融合、鎖国時代の禁教下における伝承、そして開国後の新たな交流という、世界に類例のない東西文化の複雑な交流過程を顕著に示している。

) 長崎の教会群は、16世紀末からの殉教や弾圧にも関わらずキリスト教信仰が連綿として継承され、現在も生き続けていることの物証として無二の存在である。

) 長崎の教会群は、外国人神父の指導と日本人大工棟梁の伝統的技術に基づく総意工夫によって建設されており、それらは、日本における教会建築の発展過程や、西洋と東洋の建築文化が融合した多様な展開と高い造形意匠の達成を示す顕著な見本である。

) 長崎の教会群は、大部分が県内でも辺りで狭隘な潜伏時代の居所に点在していて、現在でも地域のそれぞれにおいて特色ある自然地形と緊密な関係のもと、農漁業を生業として造り上げた集落景観と一体となり、地域住民の生活と精神の拠り所として、それぞれに優れた文化的景観を形成している。

) 長崎の教会群とキリスト教関連遺産は、迫害と殉教、また世界史に類を見ない250年の潜伏からの劇的な復活という世界に大きな衝撃と感動を与えた出来事の直接的な舞台である。さらに、本資産は日本の著名な文学作品の主題および舞台となっており文学史の中でも重要な位置を占めている。また、400年を経て今なおカクレキリタンに歌い継がれているオラショは、宣教師によりもたらされた典礼音楽のグレゴリオ聖歌や16世紀のスペインの一地方の聖歌を原形とし、当時の形態を伝承するものである。(長崎県提案書21頁)

この ~ に該当する登録基準は、世界遺産

委員会登録基準の文化遺産に該当する登録基準を除くすべてを網羅していることになる。

また、真実性と完全性の証明については、次のような内容で提案された。

本資産は、ほとんどが国または県の文化財として指定されているように、その歴史的、造形的あるいは学術的価値が公認されているところである。また、わが国の文化財保護法および長崎県文化財保護条例のもとで、所有者をはじめ国および地方公共団体によって適切な維持管理が行われ、文化財的な価値を失することなく、いずれも良好な保全状態を保っている。さらに必要がある場合には、専門家による委員会の決定により妥当と判断される修理および整備を行って保全に努めている。したがって当該資産の全てが位置に関する歴史的真實性を確実に保持しており、かつ、そのほとんどが、形状・意匠、材料・材質、技術・構造、用途などの点において当初の歴史的真實性を保持しているものである。

完全性については、推薦資産およびオラシヨは提案のコンセプトを十分裏付けてはいるが、その文脈の中で、相互の有機的な関連性の下に存在する資産や、他県など周辺に存在する資産についても合意形成の上で資産への追加に努力し、保全をはかっていく。そのことによる完全性は、より完璧に証明できるものである。(長崎県提案書21頁)

長崎県が提出した提案書の普遍的価値で示した内容は、概ね承認され国内の暫定リストに登録された。しかし、文化庁は、世界文化遺産リスト登録には次のことを充足する必要があるとの回答を示した。

1. キリスト教関連資産の文脈の下に評価が可能な隣接県の事例を資産構成に含めることについても、検討することが必要である。
2. 信仰の基盤となった生業、生活のあり方を継承、その後の時間的経過の中で変容を遂げた集落および墓地などをはじめ、周辺

の農地・海域までも視野に入れつつ、各構成資産の範囲について見当することが必要である。

(世界文化遺産特別委員会調査・審議結果公式発表別紙4世界暫定一覧表に追加記載することが適当とされた文化遺産4-5頁)

世界遺産委員会での議論をふまえた意見

前述した世界遺産条約締約国の登録リストへの資産数の制限、同概念の登録の不可能性、資産を持たない締約国の登録優先などリスト登録については、日本が締約国となった1992年よりもさらに厳しい課題をクリアすることが求められている。

また、世界遺産委員会での石見銀山の討議では、これまでとは異なり日本の文化庁、環境省がとりまとめる資産の登録でさえ、委員会では審議対象事項となった。このようなことをふまえれば、長崎県に対して文化庁が充足すべき点として回答したことは非常に基本的な点として考えなければならない。つまり、国内候補は国内の暫定リスト候補になったのみならず、世界遺産委員会を説得する戦略をもたなければならないのである。

世界遺産委員会での石見銀山の調査に対してICOMOSの回答と、委員会での論議の後に、Draft Decisionとなったいくつかの例をあげる。

Defers the examination of the nomination of Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape, Japan, to the World Heritage List in order to allow the State Party to :

- a) Investigate more fully the development and application of technology at the mines ;
- b) Investigate the overall impact of the mining enterprises in the region and further afield in order to establish whether the property has the potential

to demonstrate outstanding universal value as a site that had a substantial impact outside its own area in terms of technological change, economic leverage and cultural exchange.

Recommends that attention is given to putting in place the proposed management arrangements, completing the tourism and interpretation plan, and continuing with conservation work on historic structures ;

Further recommends that a more detailed archaeological strategy is developed to address the consolidation of underground remains vis a vis the encroaching tree cover, and the investigation of water pollution, and that strategies to address new motorways and possible clay mining are adopted.

(31 COM WHC-07/31.COM/8B, Paris, 11 May 2007 : WHC-07/31/COM/8B p17-18)

石見銀山の文化遺産登録については、defer、つまり登録延期の主張がされた。また、委員会の場で、近隣諸国との比較研究の必要性についても要求された。この ICOMOS の調査報告を受け世界遺産委員会で審議された。その結果 Defer = 登録延期 は登録である Inscribe として最終結果が報告されることになった。

Inscribes Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape, Japan, on the World Heritage List under criteria (), () and ()

(Decision : 31 COM8B.26 : WHC-07/31.COM24 p25)

しかしながら、保存に関する管理戦略について、観光による衝撃とその回避と保全方法、水質汚染などについての調査継続など具体的な事項を解決するよう要求された。

このような世界遺産委員会と世界遺産登録について最近の状況をふまえるならば、文化庁、環境省が各県の提案事項についてより細かい、より具体的な管理方法を要求してくるのは当然である。したがって、世界遺産について、世界遺産登録後の保全管理がいかに重要な課題であるかという事に、再度もどる必要がある⁶⁾。

下五島シンポジウムにおけるアンケート調査とその結果

長崎県が提出した提案書に対して、文化庁が回答した「生業・生活のあり方を継承し、時間の経過の中で変容をとげた集落、墓地など周辺の農地・海域まで視野に入れる」という点については、長崎の教会群の存在を考えれば当然の視点である。論者は当初から、島々の教会を中心とする小さな集落の調査をすることを提言していた。また、世界遺産について「本当にみな理解しているのだろうか」という疑問から、アンケート調査を実施したいと考え実施した。

2005年7月8日・9日・10日に「世界遺産への道ながさきの教会群」 in 五島、「教会建築・歴史と自然環境を生かした島づくり」という長崎の教会群、特に五島列島の教会の見学とシンポジウムが行われた。これは、地元五島の人々をはじめ、東京から教会が好きの人々が団体でこれに参加した。このうち9日有川町迎賓館でおこなわれた「教会建築と自然環境を生かした島づくりシンポジウム」の参加者にアンケート調査を行った。

アンケートは年齢と年代・性別、どこから参加したか、長崎の教会群を世界遺産にする活動に興味があるかどうか、長崎の教会群を世界遺産にすることについて賛成か反対か、世界遺産リストに登録されるまでの期間、世界遺産登録と観光化、地域活性化などについて行なった。(参考資料3) 次のようなアンケート結果(参考資料4)が得られた。

このアンケート調査の回収は57名分であり、当日のシンポジウムの参加者は東京からの団

参考資料3 アンケート調査のお願い(平成17年7月9・10日)

「長崎の教会群を世界遺産にする会」は、シンポジウムに参加された皆様に広く意見を聞き今後の活動の参考にしたいと考えています。以下の簡単なアンケート調査にご協力をお願いいたします。

(該当するものに をつけてください)

| | | | | | | | | |
|--------------------------------|----|------|----------|-------|-----|---------|----------|--------------|
| A あなたの性別と年齢についてお答えください | | | | | | | | |
| 男性 | 女性 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 |
| B このシンポジウムにはどこから来ましたか? | | | | | | | | |
| 上・下五島 | | 長崎県内 | | 九州・沖縄 | | 中国・四国 | | 関西 関東 東北・北海道 |
| C 長崎の教会群を世界遺産にする活動を知っていますか? | | | | | | | | |
| もし知らない方は、活動に興味がありますか? | | | | | | | | |
| 知っている | | | 知らない | | | 興味がある | | 興味がない |
| D 長崎の教会群を世界遺産にすることについてお答えください。 | | | | | | | | |
| 賛成 | | | 反対 | | | どちらでもよい | | |
| E 世界遺産条約について | | | 知っている | | | 知らない | | |
| F 世界遺産に登録されるまで何年ぐらいかかるとおもいますか? | | | | | | | | |
| 申請すればすぐにできる | | | 1年位 | | 3年位 | | 5年位 10年位 | |
| G 世界遺産になると観光客が増えると思えますか? | | | | | | | | |
| 増えると思う | | | 増えると思わない | | | わからない | | |
| H 世界遺産になったら地域活性化に役立つと思えますか? | | | | | | | | |
| そう思う | | | そうは思わない | | | わからない | | |
| I 教会は条件つきなら観光客に開放するのはいいと思えますか? | | | | | | | | |
| 賛成 | | | 反対 | | | どちらでもよい | | |
| J 教会群は長崎県の歴史理解に役立つと思えますか? | | | | | | | | |
| そう思う | | | そうは思わない | | | わからない | | |
| H 長崎の教会群というと思いつく教会を教えてください。 | | | | | | | | |
| 1、 | | | 2、 | | | 3、 | | |

ご協力ありがとうございました。 長崎の教会群を世界遺産にする研究会(細田亜津子)

体、有川町周辺の人々であるということも限定して考える必要があるが、アンケート結果は、次のようにまとめることができる⁷⁾。

1. 教会とこれを巡る見学等には比較的高年齢者が参加する。
2. 五島を中心にして考えても長崎の教会群を世界遺産にする活動を認知しており、そのことに興味をもっている。
3. 世界遺産にすることについて賛成は86%であり、反対者がいなかった。
4. しかし世界遺産条約について知らない人は約40%もいる。これは、世界遺産条約は知らないが、世界遺産には興味があり実態を知らない人々も多いと考えることもできる。また、何でも世界遺産にしたいという「ブーム」の傾向がある。
5. 世界遺産にするまでには概ね5年から10

年の期間が必要であると思っている。これは、最近の世界遺産登録のニュースなどでの情報が大きいためではないかと考える。

6. 世界遺産になると観光客が増えると思っている人が90%近くであり、観光化と結びつくと思っている人も多く存在する。
7. この観光客が増えることと地域活性化と結びつく点は連携していた。しかし、この観光化と地域活性化については、観光は主産業ではなくおまけであると記入した人があった。
8. 条件つきで観光客に開放することには賛成であると考えているものの、教会は信者にとって静かな祈りの場である。また、教会はそのような信者の人たちが貧しい中で資金を集めて造った祈りの場であるから、教会は建築的に素晴らしいだけでなく、

参考資料4 アンケート調査結果

「長崎の教会群を世界遺産にする会」は、シンポジウムに参加された皆様に広く意見を聞き今後の活動の参考にしたと考えています。以下の簡単なアンケート調査にご協力をお願いいたします。（平成17年7月9・10日実施）

（該当するものに をつけてください）

| | | | | | | | | |
|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|--------------------|
| A あなたの性別と年齢についてお答えください 性別無記入27名（47%） 80代2名（4%） | | | | | | | | |
| 男性 16名 28% | 女性 14 25% | 10代 | 20代 6 11% | 30代 8 14% | 40代 3 5% | 50代 11 19% | 60代 23 40% | 70代 4 7% |
| B このシンポジウムにはどこから来ましたか？ 無記入2名（4%） | | | | | | | | |
| 上・下五島 27名 47% | 長崎県内 9名 16% | 九州・沖縄 2名 4% | 中国・四国 1名 2% | 関西 2名 4% | 関東 13名 23% | 東北・北海道 | | |
| C 長崎の教会群を世界遺産にする活動を知っていますか？ もし知らない方は、活動に興味がありますか？ | | | | | | | | |
| 知っている 50名・88% | | 知らない 7名・12% | | 興味がある | | | 興味がない | |
| D 長崎の教会群を世界遺産にすることについてお答えください。 無記入3名（5%） | | | | | | | | |
| 賛成 49名・86% | | | 反対 0名・0% | | | どちらでもよい 5名・9% | | |
| E 世界遺産条約について 無記入3名（5%） | | | 知っている 32名（56%） | | | 知らない 22名（39%） | | |
| F 世界遺産に登録されるまで何年ぐらいかかるとおもいますか？ 無記入3名（5%） | | | | | | | | |
| 申請すればすぐにできる 1名（2%） | | 1年位 0名 0% | | 3年位 12名 21% | | 5年位 24名 42% | | 10年位 17名 30% |
| G 世界遺産になると観光客が増えると思いますか？ | | | | | | | | |
| 増えると思う 51名・89% | | | 増えると思わない 4名・7% | | | わからない 2名・4% | | |
| H 世界遺産になったら地域活性化に役立つと思いますか？ | | | | | | | | |
| そう思う 49名・86% | | | そうは思わない 5名・9% | | | わからない 2名・4% | | |
| I 教会は条件つきなら観光客に開放するのはいいと思いますか？ | | | | | | | | |
| 賛成 52名・91% | | | 反対 3名・5% | | | どちらでもよい 2名・4% | | |
| J 教会群は長崎県の歴史理解に役立つと思いますか？ | | | | | | | | |
| そう思う 54名・95% | | | そうは思わない 1名・2% | | | わからない 1名・2% | | |
| H 長崎の教会群という思いつく教会を教えてください。 1、頭ヶ島教会 2、大浦天主堂 3、浦上天主堂、青砂ヶ浦教会 | | | | | | | | |

ご協力ありがとうございました。 長崎の教会群を世界遺産にする研究会（細田亜津子）

質問Hの教会名では以下の教会があがった

田平教会、江袋教会、出津教会、堂崎教会、黒崎教会、中ノ浦教会、江上教会、大曾教会、紐差教会、神島教会、中野（鯛ノ浦教会）、大野教会、五輪教会、聖フィリポ西坂教会、冷水教会、26聖人教会、福見教会、黒島教会

信仰の場であり、信仰の遺産であることを忘れてはならないと記した信徒職もあった。この条件つきについては、今後も教会ごとにどのような条件をつけていくのか、またつけられないのかなど継続して考えていかなければならない点であると考えている。

9. 教会群をとおして長崎県の歴史理解が出来たという人も多かった。つまり、人間の歴史を感じたのは実際に長崎に来て五島の教会を廻ってみて初めて感じる事ができたとコメントした参加者もいた。

10. 参加者には長崎の教会群として思いつく教会の名前について記してもらった。あえて、教会名は、空白にしておいた。これは、大浦天主堂、浦上天主堂など有名な教会の名前で先入観を持ってほしくなかったからであった。しかし、アンケートの結果は、もちろんこのような有名な教会の名前もあるが、長崎市内、平戸、黒島、五島列島など教会の名前として列挙されたのは多地域に及び、多数の教会名が記された。

11. 長崎の歴史認識は、教会と結びつく歴史観が圧倒的に多かった点も特徴としてあげられる。

調査によるまとめと今後の課題

本学科共同研究は、調査結果、そこでの問題点などが「長崎の教会群を世界遺産にする会」に還元され、討議された。「長崎の教会群を世界遺産にする会」では、本学科共同研究が教会を個別にランク付けし、それを提議したことには批判的であった。しかし、この点はランク付けした場合でも、その保存状況、および保存管理をいかに適切に行う必要があるかという一つの指標の役割を果たしたと考えている。

シンポジウムでのアンケート調査結果は、研究会にて再度討議され、今後の地域活性化や観光化における提案として県に提出することが可能になった。

本学科共同研究は、もちろん「長崎の教会群を世界遺産にする会」とリンクした上で、国の暫定一覧表への提出に寄与したと考えている。したがって、本学科共同研究は時間がかかったが、県と、県から国への提案への役割の一部を担ったということで評価している。

さて、世界遺産条約には Outstanding Universal Value を表明する必要がある。各世界遺産リスト登録物件はこの Outstanding Universal Value を世界遺産委員会に提示しなければならないのである。

長崎県が国に提出した普遍的価値は以下の3点である。

1. 教会群などは、世界史に類を見ない1250年に及び長期の潜伏からの劇的な復活を証明している。
2. 教会と集落が一体となった景観は、世界的にも優れた文化的景観を形成している。
3. 教会群は、西洋の技法と在来の技術が融合した、世界的にも例がない、地域性の高い独特の建造物群となっている。

なお、論者は、この長崎県が国に提出するに際して Outstanding Universal Value については合意した。しかし次の点については、保全管理上必要があると考え、提出事項に盛り込んでもらうよう提案した。

1. オラショを無形文化遺産として長崎県が指定し、これを十分に生かした活用方法をとること。
2. すでに「紀伊山地の霊場と参詣道」世界文化遺産登録決定と同時にに行った「世界遺産条例」実施のように「長崎県の世界遺産条例」を作成して登録決定後ただちに発効すること。
3. 教会建造物だけではなく、迫害の歴史を表す石、圧死させられたスペース空間、タイル、壁と塀・墓なども至急関連遺産として調査し遺産群に入れること。

これらの提案はほぼ国への提案書にもりこまれた形となった。これは、学科共同研究で五島

の教会群を調査した時に重要であると考えていたことであった。また世界遺産条約で必須である保全管理上の提議をしないかぎり世界遺産になるのは難しいと考えていたからである。

これらの点は、最終的にコア・ゾーンとバッファゾーンをどう決定するかに関わってくる。長崎県の場合は、教会群と関連遺産が同一地域に集中することはなく、点在し、この点在していることが、長崎の教会群の歴史的経緯としての特徴である。したがって、この点在を生かしながらコア・ゾーンを決定し、コア・ゾーンとバッファゾーン、コア・ゾーンとコア・ゾーンをむすぶ新しいゾーン概念を作り出す必要がある。これは前例がなくともかまわない、つまり「長崎世界遺産方式」を長崎県が作りだし、世界遺産委員会に提案していくことである。それには、海の殉教ルート、港、内陸の移動ルート、この三点を結ぶ新しい呼称と概念を作り出すことが役立つ。この点についてこの後分析提案していきたいと考えている。アンケート調査の回答にあったように、教会ごとの個別状況・要望をだしあい、調整案を作成することも求められる。

また、きめ細かい教会を取り巻く集落の調査も必要である。これには、その地域に建つ教会の信者さんに協力してもらう必要がある。これには、従来から「長崎の教会群を世界遺産にする会」などを中心にした膝付き合わせた意見調整が有効である。世界文化遺産リストに登録されることになる資産のみならず、その他の教会群についても保護・保存する細かな政策が必要である。

また、石見銀山の登録について委員会より出された比較研究の必要性は、今後の登録資産についても要求される項目となろう。長崎県が提出した類似資産との比較では、チリの「チロエの教会群」、マカオの教会、ハンガリーの「北部カラパチアン流域の木造教会群」を上げている。(長崎県提案書21頁)

しかし、類似比較を重視することが、逆に長

崎の資産の本質を薄め、範囲を広げすぎ、OUVの証明に支障をきたすことも考えられる。したがって、あくまでも長崎県の資産に固執し、その資産との関係性のなかから比較資産を提案していくことが必要である。

最後に「世界遺産とは何か」に基本を置くということについて

長崎県は、2007年10月24日県知事、長崎、佐世保、平戸、五島、南島原市、小値賀町、新上五島町の関係市町長が集まり2011年の登録を目指すことを決定し公的に発表した。この発表は、県内さまざまな関係者に積極的な協力を促すとともに世界遺産登録にむけた活動を義務付けたともいえよう。

観光立県である長崎県は、観光客の増大と地域振興、地域経済の活性化など、世界遺産登録後に、県主催の計画をうちだしている。また、長崎司教区も世界遺産登録推進に協力することになった。したがって、教会側との観光客の受け入れの有無、各個別の教会ごとの収容能力、受け入れ許容量など具体的な観光対策を前向きに、相互に、意見をだしあって具体案を作り上げる必要がある。

さて、このように長崎県、県民、司教区が協力することは登録推進のために大変大きな力となる。そこで、もっとも基本である、世界遺産とは何かを再度考えて進めることが将来にとって重要である。

世界遺産条約は、「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」であり、その活用を主たる目的としているものではない。この条約に基づいて長崎県の長崎の教会群とキリスト教関連遺産が世界文化遺産リストに登録されるということは、長崎県および県民、関係者が登録以後、未来永劫世界遺産として保護していく義務を負うことになる。

また、活用の側面から考えれば、長崎県の経済的貢献、人びとの新しい交流、新しい文化の創造など未知の可能性が満ちている。長崎の歴

史と教会群の意味も新しい視点で世界の人びとに理解されることにもなる。このようなプラス面を十分に考慮すれば、世界遺産になった後に資産を保護することがこのプラス面を継続していけることになる。

したがって世界遺産は、世界遺産条約でいう保護に関する条約にもとづいて登録される資産であることをすべての基本に考えていくことが必要である。この点を中心にして活用を考えていくことは、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を未来永劫世界遺産であることを保障できる道である。

注

- 1) 本学学科共同研究は平成13年～16年度「長崎におけるキリシタン教会群の今日的意味の研究と政策提言」片岡 力, 木村勝彦, 下島康史(平成16年度のみ参加), 細田亜津子, 平成17年度「長崎キリシタン教会群に係わる広域的教会群の歴史的基礎研究」片岡 力, 木村勝彦, 細田亜津子で行った。(以上敬称略)
- 2) 共同研究者片岡 力, 木村勝彦, 一部下島康史(敬称略)がそれぞれ自由に記入した。
- 3) 世界文化遺産特別委員会における調査・審議の結果についてのうち (1)世界遺産暫定一覧表の提議に詳しい
- 4) 第31回世界遺産委員会においても、この件について審議の中で再度確認されている。
- 5) 文化庁発表によると2007年12月継続審議とされた資産を含む19件が記載希望として応募した。(朝日新聞2007年12月26日)
- 6) この石見銀山の Defer については、その後の外交と戦略、再編について、ユネスコ日本政府代表部大使近藤誠一の活発な活動があった。このことについては『月刊文化財10月号』6-7頁に詳しい。
- 7) 新上五島町役場商工観光課(当時)近藤氏にはこのアンケートに協力いただいた。ここであらためて謝辞申し上げる。

参考文献

- 1) 三沢博昭(2000)『大いなる遺産長崎の教会』智書房
- 2) 長崎県・ながさき歴史発見・発信プロジェクト推進会議(2007)『旅する長崎学6』長崎文献社
- 3) パチエコ・ディエゴ(1978)『九州の古城とキリシタン』日本二十六聖人記念館
- 4) 遠藤周作芸術新潮編集部編(2006)『遠藤周作と歩く「長崎巡礼」』新潮社
- 5) 海外交流史研究会(2005)『海外との交わり・平戸』平戸市教育委員会
- 6) 長崎県文化財調査報告第29集(1976)『長崎県のカトリック教会』長崎県教育委員会
- 7) 文化庁文化財部監修(2007)『月刊文化財10』第一法規株式会社
- 8) 『地域開発』2007. 4 vol. 5 II 「特集世界遺産」(財)日本地域開発センター
- 9) 長崎県(2007)『世界遺産暫定一覧表追加資産に係わる提案書』長崎県世界遺産登録推進室
- 10) 文化審議会文化財分科会世界遺産特別委員会(2007)『世界文化遺産特別委員会における調査・審議の結果について』文化庁
- 11) United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (2005) *Basic Texts of the 1972 World Heritage Convention 2005 Edition*. UNESCO, Paris
- 12) UNESCO World Heritage Convention World Heritage Committee, 31st ordinary session, International Council on Monuments and Sites (2007) *Evaluations of Cultural Properties*. ICOMOS, Paris
- 13) United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (2007) 'Item 8B of the Provisional Agenda: Nominations to the World Heritage List' *World Heritage 31 COM, WHC-07-/31. COM8B. Add. Rev.* UNESCO, Paris
- 14) United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (2007) 'DRAFT REPORT OF THE DECISION ADOPTED' *World Heritage 31 COM, WHC-07/31. COM/24* UNESCO, Paris